

第9節 その他の公害防止（環境保全）対策

1 公害の苦情処理

県関係機関及び市町が受理した公害苦情件数は、表2-6-67のとおりであり、平成23年度は、942件と、前年度（982件）に比べて、40件（4%）減少した。

(1) 県市町別苦情受理件数

平成23年度の県関係機関での受理件数は、111件で、前年度（155件）より44件（3%）減少した。また、市町の受理件数は、831件で、前年度（827件）より4件（0.5%）増加している。このうち、市部は、735件で、前年度（693件）に比べて42件（6%）増加しており、町部は、96件で、前年度（134件）より38件（3%）減少している。

表2-6-67 県、市、町村別公害苦情受理件数

年度	県	市	町	合計
H19	133	892	98	1,123
H20	126	805	127	1,058
H21	173	819	108	1,100
H22	155	693	134	982
H23	111	735	96	942

出典：公害苦情調査

(2) 種類別苦情受理件数

苦情受理件数を種類別に見ると、典型7公害で最も多いのは、大気汚染の323件で、次いで水質汚濁152件、騒音143件、悪臭115件の順となっており、典型7公害以外の苦情件数は、201件であった。典型7公害以外の公害で最も多いのは、廃棄物不法投棄の77件であった。（表2-6-68）。

表2-6-68 種類別公害苦情処理件数

年度	合計	典型7公害								典型7公害以外の苦情
		小計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	
H19	1,123	917	441	176	2	155	11	0	132	206
H20	1,058	874	380	174	1	169	8	0	142	184
H21	1,100	870	377	177	2	158	5	0	151	230
H22	982	792	373	135	4	159	7	0	114	190
H22	942	741	323	152	2	143	6	0	115	201

出典：公害苦情調査

(3) 発生源別苦情受理件数

発生源別の公害苦情受理件数では、建設業が109件で最も多く、次いで製造業98件、サービス業56件の順になっている（資料編10-2参照）。

(4) 公害苦情処理担当職員数

公害に関する苦情の適切な処理を図るため、公害苦情処理事務の担当職員として、県では71人、市町では98人の職員を配置している。

2 公害紛争の処理

公害を巡る紛争は、因果関係の解明が困難なことから、紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に公害紛争処理法に基づき、紛争を処理する機関として、国には公害等調整委員会が、都道府県には公害審査会又は本県のように公害審査委員候補者が設

置されている。

本県では、平成8年度に制度発足以来初めて、松枯れ対策農薬散布大気汚染被害等の調停申請があり（平成9年4月取下げ）、平成9年度に同様の調停申請事件について調停手続を進めたが、平成11年8月31日に調停打ち切りとなった。なお、現在係属中の事件はない（表2-6-69参照）。

表2-6-69 公害審査会係属事件一覧

事件の表示	請求の概要	最結区分
平成8年(調)第1号事件	松枯れ対策の農薬空中散布により、周辺住民は大気・水質・土壌汚染による健康被害を受けているので、散布を中止すること。	平成9年4月申請取下げ
平成9年(調)第1号事件及び第2号事件	松枯れ対策の農薬空中散布により、周辺住民は大気・水質・土壌汚染による健康被害を受けているので、散布を中止すること。	平成11年8月調停打ち切り
平成9年(調)第3号事件及び第4号事件	松枯れ対策の農薬空中散布により、周辺住民は大気・水質・土壌汚染による健康被害を受けているので、散布を中止すること。	平成11年8月調停打ち切り

3 公害防止協定（環境保全協定）の締結

公害防止協定（環境保全協定）は、地方公共団体等が公害を発生させるおそれのある事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴う公害を防止するため、事業者がとるべき措置を、相互の自発的な合意形成により対等関係で締結するものであり、法律、条例と並び、地域住民の健康を守り、良好な生活環境を保全するための有力な手段として定着している。

その背景は、昭和30年代からの高度経済成長期における大気汚染、水質汚濁を中心とする公害問題の発生に的確に対応するため、当時未整備であった公害関係法令を補完するものとして活用され、一定の効果を上げてきたものであるが、公害関係法令が整備された今日においても、

- ① 法令による画一的な規制措置とは別に、更に厳しい規制基準を定めるなど、法令に基づく対策に加えて、当該地域社会の地理的、社会的状況や企業活動の内容に応じたきめ細かい対策を適切に行うことができること。
- ② 工場等の新設・増設に際して予測される公害を事前にチェックすることができること。
- ③ 企業立地に際して地域住民の同意を得ることが、企業活動の円滑な実施を図っていく上で不可欠なものであること。
- ④ 地方公共団体と事業者等の協議を通じて、将来の具体的な公害対策又は公害防止技術の開発を促進させる効果を持つこと。

などの理由により、幅広く活用されている。

なお、公害防止協定（環境保全協定）の一般的な内容は、次のとおりである。

<ul style="list-style-type: none"> ・目的 ・大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染及び悪臭対策 ・公害防止計画書（環境保全計画書）策定 ・公害防止施設の点検及び維持管理 ・化学物質の適正管理 ・廃棄物の減量化及び再生利用の推進 ・緑化及び環境美化 ・自然環境保全 ・監視測定及び報告 ・公害発生時の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染予報発令時の措置 ・事故発生時の措置 ・操業の短縮及び一時停止 ・報告徴収及び立入調査 ・改善命令 ・検査結果の公表 ・苦情の処理 ・損害賠償 ・関連事業者に対する指導 ・環境保全に関する教育 ・環境管理体制の整備
--	--

本県では、国家的プロジェクトや県有地に企業誘致を行う場合などに協定を締結しており、平成24年3月31日現在、県が締結している公害防止協定（環境保全協定及び安全協定を含む。）は、表2-6-70のとおり、7件である。

表2-6-70 公害防止協定の締結状況

協定の名称	対象事業所	協定当事者		締結年月日	改正
		地方公共団体	企業		
公害防止協定	住友重機械工業(株) 東予工場	愛媛県	住友重機械工業(株)	昭和46年 8月19日	
環境保全協定	住友共同電力(株) 壬生川火力発電所	愛媛県 西条市	住友共同電力(株)	昭和48年 4月13日	昭和52年6月1日 一部改正 平成13年4月20日 一部改正 平成22年6月4日 一部改正
安全協定	四国電力(株) 伊方原子力発電所	愛媛県 伊方町	四国電力(株)	昭和51年 3月31日	昭和60年 4月16日 一部改正
環境保全協定	日本地下石油備蓄(株) 菊間事業所	愛媛県 今治市	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	平成6年 1月26日	
環境保全協定	日新製鋼(株) 東予製造所	愛媛県 西条市	日新製鋼(株)	平成10年 10月15日	
環境保全協定 (建設工事分)	日本液化石油ガス備蓄(株) 波方基地	愛媛県 今治市	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	平成14年 3月1日	
環境保全協定 (操業分)	日本液化石油ガス備蓄(株) 波方基地	愛媛県 今治市	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	平成15年 10月27日	

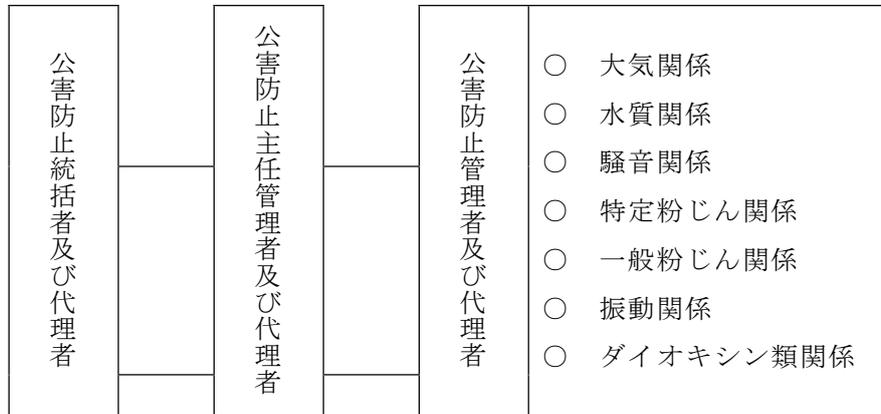
4 公害防止管理者制度

公害防止管理者制度は、昭和46年に制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、工場の規模や業種に応じ、公害防止対策の最高責任者となるべき「公害防止統括者」や、これを補佐し公害防止管理者を指揮監督する「公害防止主任管理者」及びスペシャリストとして公害防止業務の技術的分野を担当する「公害防止管理者」並びにそれぞれの代理者を選任し組織的に公害防止体制を整備することによって公害防止を図ろうとするものである（図2-6-8）。

この法律の対象となる「特定工場」とは、製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給

業、ガス供給業又は熱供給業に属し、かつ、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、振動発生施設又はダイオキシン類発生施設を設置している工場であり、公害防止管理者等の設置を必要とする工場は、資料編10-3のとおりである。

図2-6-8 公害防止管理者の組織と種類



公害防止主任管理者及び公害防止管理者については、専門的技術についての国家試験合格や資格認定講習受講の資格要件が付されている。

本県においては、これに該当する工場は148工場で、管理者等の選任状況は、表2-6-71のとおりである。

表2-6-71 公害防止管理者選任状況 (平成24年3月31日現在)

工場数	公害防止統括者数	公害防止主任管理者	大気関係公害防止管理者				
			1種	2種	3種	4種	計
148	121	28	40	2	12	32	86
	120	30	42	2	5	27	76

水質関係公害防止管理者					騒音関係公害防止管理者	一般粉じん関係公害防止管理者	振動関係公害防止管理者	ダイオキシン類関係公害防止管理者
1種	2種	3種	4種	計				
41	18	6	45	110	7	37	4	5
42	16	5	36	99	5	27	3	5

注1 下段は、代理者の数。

注2 特定粉じん関係公害防止管理者については、県内において選任されていない。

5 農薬の危害防止対策

(1) 概況

農薬は、農作物の病虫害防除や除草等に広く使用され、生産の安定と品質の向上に大きく貢献し、また、農業経営の合理化や農作業の省力化にも多大の効果をもたらしている。その反面、不適切な使用によって、生活環境に影響を及ぼす場合がある。

このため、農薬の安全かつ適切な使用を確保することは、県民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

過去5年間の農薬中毒事故の発生状況では、農薬散布中の事故は、農家に対する適正使用指導の徹底や使用者の自覚もあって発生していない(表2-6-72)。

このようなことから、今後とも農薬危害防止対策として、農薬の適正な取扱いや保管管理の徹底等について、農薬使用者等関係者の意識啓発を図るとともに、指導の徹底を行うことが大切である。

表 2-6-72 農薬中毒事故人数一覧表（県内）

年度	散布中		その他		計			原因農薬			
	中毒	死亡	中毒	死亡	中毒	死亡		有機リン剤	パラコート		その他
								中毒	死亡	死亡	
19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	0	0	4	0	4	0	4	4	0	0	0
22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 対策

本県では、農薬による事故等危害の発生を未然に防止するために、農薬販売者に対し、適正な保管管理と販売をするよう監視指導を行うとともに、農家等の農薬使用者に対しては、県や関係機関が一体となって、農薬の安全使用・保管管理に関する指導、広域啓発活動等により、農薬安全使用対策を推進している。

特に、農薬の繁用期に当たる6～8月には、「農薬危害防止運動」を県下一斉に実施し、関係機関や団体と緊密な連携の下に運動の強化推進を図り、農薬の危害防止に努めた。平成23年度の主な実施事項は次のとおりである。

① 普及啓発

農薬危害防止運動実施要綱を策定し、関係機関や団体に協力を要請して主旨の徹底を図った。

② 農薬安全使用等の講習

県下3箇所において、農協関係職員、農薬販売者及び農薬使用者等の参加を得て、関係法令や農薬の安全使用、適正な保管管理等について講習会を行った。

③ 農薬販売者の監視指導

県内の農薬販売者の店舗延べ308箇所に入入り、農薬の保管管理状況等を検査するとともに、販売に当たっては購入者に対して使用上の注意等危害防止対策について適切な助言及び指導をするよう依頼した。

6 畜産の環境保全対策

(1) 概況

平成23年度の畜産環境保全実態調査の結果は、表2-6-73に示すとおりである。今年度の調査戸数557戸のうち、環境保全上問題が発生しているか、又は今後発生するおそれのある経営体、すなわち濃密指導農家は13戸であり、昨年度より1戸増加した。

濃密指導農家を問題発生原因別に見ると、悪臭が8戸（62%）と最も多く、水質汚濁3戸（23%）、衛生害虫及びその他が各1戸（8%）であった。また、畜種別では、採卵鶏（6戸、46%）が最も多く、次いで乳用牛（3戸、23%）、豚（2戸、15%）、肉用牛及び、肉用鶏（各1戸、8%）であった。

表 2 - 6 - 73 平成23年度畜産環境保全実態調査結果 (単位：戸)

		乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	計
調査戸数		154	160	124	81	38	557
濃密指導農家戸数		3	1	2	6	1	13
発生要因	水質汚濁関係		1	1		1	3
	悪臭関係	2		1	5		8
	衛生害虫関係				1		1
	その他	1					1

※「その他」には、水質汚濁、悪臭、衛生害虫の合併型を含む。

年度別濃密指導農家戸数の推移は、表 2 - 6 - 74に示すとおりである。濃密指導農家割合は、平成 5 年度以降は 5 % 前後で推移し、平成16年11月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年法律112号、以下家畜排せつ物法)が完全施行されて以降は、3 % 未満の数値で推移している。

表 2 - 6 - 74 濃密指導農家戸数の推移 (単位：戸、%)

調査年度	55	60	元	5	10	16	17	18	19	20	21	22	23
調査件数	2,413	2,246	1,698	1,347	939	702	678	679	641	615	587	561	557
濃密指導農家戸数	418	189	123	68	37	35	17	12	8	10	15	12	13
水質汚濁関係	303	138	99	37	23	29	14	10	6	7	8	4	3
悪臭関係	84	19	9	2	1	1	1	1	1	2	6	6	8
衛生害虫関係	30	3	13	10	4	1	0	0	0	0	0	1	1
その他	1	29	2	19	9	4	2	1	1	1	1	1	1
濃密指導農家割合	17.3	8.4	7.2	5.0	3.9	5.0	2.5	1.8	1.2	1.6	2.6	2.1	2.3

※平成 5 年度以降の「その他」には、水質汚濁、悪臭、衛生害虫の合併型を含む。

(2) 問題点

近年の環境に対する規制の強化や市街化の急速な拡大及び地域住民の生活環境問題に対する意識の高まり等から、原因物質の濃度等が関係法律の基準値以下であっても問題となることがあり、生産者サイドとしても、今以上に環境に配慮していくことが、畜産経営の安定的な発展を図っていく上で、必要不可欠な課題となっている。

また、家畜排せつ物は、畜産経営を行う上で恒久的に発生する副産物であるが、適正な処理によりたい肥となり、畜産経営及び地域環境にとって有用な有機質資材となり得る。しかし、近年、飼養規模の拡大や飼養地域の偏在が進展し、たい肥需給のアンバランスが生じているが、たい肥の地域内での有効活用や、広域流通を推進し、季節的・地域的な需給のアンバランス解消を図ることが、新たな課題となっている。

(3) 対策

家畜排せつ物は、処理施設において適正に管理することによりたい肥化を図り、畜産農家と耕種農家との連携のもと土地還元を行い、土づくりに利用していくことを基本とする。

① 畜産経営の環境保全対策

畜産経営による環境問題の発生防止を図るため、昭和47年度から、家畜保健

衛生所ごとに県関係機関、市町及び農業団体等で構成する地域畜産経営環境保全推進指導協議会を組織し、一定規模以上の畜産農家を対象に、家畜排せつ物処理の実態調査及び指導を実施している。

環境問題が発生あるいは発生するおそれのある経営体に対しては、家畜排せつ物管理技術の向上や適正な家畜排せつ物処理施設の整備等について濃密指導を行うとともに、畜舎周辺の公共水域の水質検査を基にした水質汚濁防止指導や、畜舎周辺の悪臭原因物質の測定を基に悪臭防止指導を行っている。

② たい肥の利用促進

県においては、家畜排せつ物法に基づき、一定飼養規模以上の農家においては、国の管理基準に沿った家畜排せつ物管理施設の整備が完了している。

また、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための愛媛県計画」及び「愛媛県畜産経営環境保全対策基本方針」に基づき、地域別たい肥需給バランスの実態調査、良質たい肥生産の推進、たい肥を用いた優良事例調査及び需給リストの整備等を行うことにより、需要者のニーズに即したたい肥の生産、畜産部門と耕種部門の連携強化等によるたい肥の利用促進に努めている。

7 海上における大量流出油対策

(1) 概況

瀬戸内海沿岸には、石油精製及び石油化学工場をはじめとして、石油備蓄基地等いわゆる石油コンビナートを形成する事業所が立地し、石油・石油化学製品等、危険物の海上輸送が頻繁に行われるなど、海上交通がふくそう化している。このため、危険物積載船舶の輸送途中における衝突事故等が発生し、大量流出油等による災害が発生する潜在的な危険性を常にはらんでいる。

(2) 対策

大量流出油等事故に伴う災害については、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、海上保安庁長官が海域ごとに「排出油等防除計画」を作成しており、松山、今治、宇和島の各海上保安部では、海上保安部が事務局となり、愛媛県をはじめ防災関係機関で構成する排出油等防除協議会を設けて、応急対策を実施することとしているほか、関係機関相互の情報交換を行うとともに、海上災害を想定した防災訓練や研修を実施し、防災能力の維持・向上に努めている。

また、特に大量の石油類を扱う地域については、国から石油コンビナート等特別防災区域の指定を受け、県、当該市及び消防機関が指導を行い、各事業所が流出油防止堤の設置や各種防災資機材を配備するなど、総合的な防災体制の充実強化を図っている。

特に県では、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業を活用し、オイルフェンス計4,000mを県内の石油コンビナート等特別防災区域に配備し、事業所から海上への油等の流出・拡大防止に努めているほか、大量流出油等によって起こる災害の規模等により必要に応じて「県災害対策本部」を設置し、沿岸における災害応急対策の実施、関係機関への応急対策活動の要請及び各機関の応急対策活動の総合調

整を行うこととしており、災害時における対応について万全を期している。

8 瀬戸内海の漁業環境対策

(1) 概況

① 油濁

近年の船舶等からの流出油による漁業被害は、表2-6-75のとおりであり、平成23年度は、油濁による被害はなかった。

表2-6-75 油濁における漁業被害発生件数 (被害金額 単位：千円)

区 分		年 度							
		16	17	18	19	20	21	22	23
原因者 不 明	発生件数	0	0	1	0	0	0	0	0
	被害金額	0	0	1,653	0	0	0	0	0
原因者 判 明	発生件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	被害金額	0	0	0	0	0	0	0	0

② 赤潮

近年の瀬戸内海全体の赤潮発生件数は、表2-6-76のとおりであり、平成23年(1月~12月)は、91件(前年91件)発生した。

赤潮生物としては、プロロセントラム属、ヘテロシグマ属、シャットネラ属等が出現した。

また、本県海域における赤潮発生件数は、表2-6-77のとおり、7件(前年16件)であり、漁業被害はなかった。

表2-6-76 赤潮発生件数及び被害件数 (被害金額 単位：千円)

区 分		年							
		16	17	18	19	20	21	22	23
瀬戸内海 全 域	発生件数	118	115	94	99	116	104	91	89
	内漁業被害を 伴った件数	13	7	11	9	10	7	9	11
愛 媛 県 海 域	発生件数	14	9	9	12	11	14	15	7
	内漁業被害を 伴った件数	1	1	1	2	2	0	0	0
	漁業被害額	160,372	50,101	11,980	382,326	15,954	0	0	0

表2-6-77 愛媛県における赤潮発生件数

海 域		年 度							
		16	17	18	19	20	21	22	23
燧 灘		0	0	2	1	0	0	1	2
伊 予 灘		0	0	0	0	1	0	0	0
宇 和 海		14	9	7	11	10	14	15	5
計		14	9	9	12	11	14	16	7

(2) 対策

赤潮の発生を予察するため、燧灘では昭和51年度から、宇和海では昭和53年度

から、伊予灘では昭和60年度から、海況・水質・プランクトンの発生状況等の調査を行っている。

また、赤潮等による漁業被害の軽減を図るため、燧灘では昭和48年度から、宇和海では昭和53年度から、伊予灘では昭和60年度から協力漁業協同組合を計25組合選定し、赤潮等の情報の迅速かつ的確な収集を行うとともに、水産庁・関係府県等と情報交換を行い、赤潮等に関する情報を関係者へ通報することにより被害防止に努めている。